

ひたちエコみらい住宅助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得を市が支援することにより、子育て世帯・若者夫婦の市内への転入及び定住促進並びに省エネ投資の下支えを目的とし、予算の範囲内において助成を行うことについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 契約に基づき、注文住宅を新築又は新築分譲住宅を購入することをいう。
- (2) 子育て世帯 住宅の取得に係る契約日又は助成を申請する日において18歳未満の子等を有する世帯をいう。
- (3) 若者夫婦 住宅の取得に係る契約日又は助成を申請する日においていずれかが40歳未満である夫婦をいう。
- (4) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第二号イに掲げる住宅をいう。
- (5) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）をいう。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）の基準値から20%以上削減となる省エネ性能の水準をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 子育て世帯に属する者又は若者夫婦であること。
- (2) 次の要件を全て満たす市内の住宅を取得すること（マンション（マンションの管理の

適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第２条第１項に規定するマンションのうち、１棟を１住戸ごとに分割して販売されたものをいう。）を除く。）。

ア 住戸の延べ面積が５０平方メートル以上２４０平方メートル以下の長期優良住宅又はＺＥＨ水準に適合する住宅であること。

イ 令和５年１０月１日以降に住宅の取得についての契約を締結していること。

ウ 助成を申請する年度の前々年度の４月１日以降に住宅の取得についての契約を締結していること、又は助成の申請日までに、当該住宅の所有権の保存の登記を完了していること。

(3) 助成対象者が属する世帯の全員が、助成の申請日までに前号の住宅に居住し、住民登録をしていること。

(4) 助成対象者が属する世帯の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく助成を受けていないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者とししない。

(1) 助成対象者が属する世帯のうち、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納している者がいる場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当する場合

(3) 市が指定する区域に住宅を取得した場合

(4) 助成対象者が、過去にこの要綱に基づく助成を受けている場合
(助成額)

第４条 助成額は、５万円とする。

(助成の申請)

第５条 この要綱に基づく助成を受けようとする者は、ひたちエコみらい住宅助成申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の３月３１日（同日が日立市の休日を定める条例第１条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 助成要件を満たすことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、助成が適当であると認めるときは、ひたちエコみらい住宅助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に基づき助成の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

（実績報告）

第7条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（助成の請求）

第8条 規則第8条による補助金等交付請求書の提出は省略し、第6条第1項に規定する決定通知書の通知日に請求があったものみなす。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。